

使ってみよう ～督促手続オンラインシステム～



【隼太郎 さんの場合】
事務用品を販売する会社に勤めています。
1年前に友達の一郎さんに30万円を貸したのですが、何度催促しても返してくれません。
会社の同僚から「裁判所に**支払督促**という手続があるよ。最近では、**督促手続オンラインシステム**とかいってインターネットでも申立てができるらしいね。」と聞いたのですが……。

● 支払督促とは

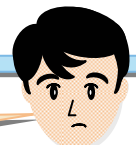
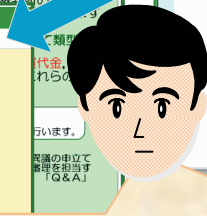
- 貸金、売買代金等を相手方（債務者）が支払わない場合に、相手方（債務者）の住所地の**簡易裁判所に支払督促の申立て**を行うと、裁判所書記官が審査して、**支払督促**を発付します。
- 書類審査のみなので、訴訟のように、審理のために裁判所に来る必要はありません。
- 相手方（債務者）から**異議申立て**があると、訴訟手続に移行します。異議申立てがなければ、申立人（債権者）は**仮執行宣言の申立て**ができます。
- 申立人（債権者）は、**仮執行宣言**が付された**支払督促**に基づいて、**強制執行の手続**を申し立てることができます。

● 督促手続オンラインシステムとは

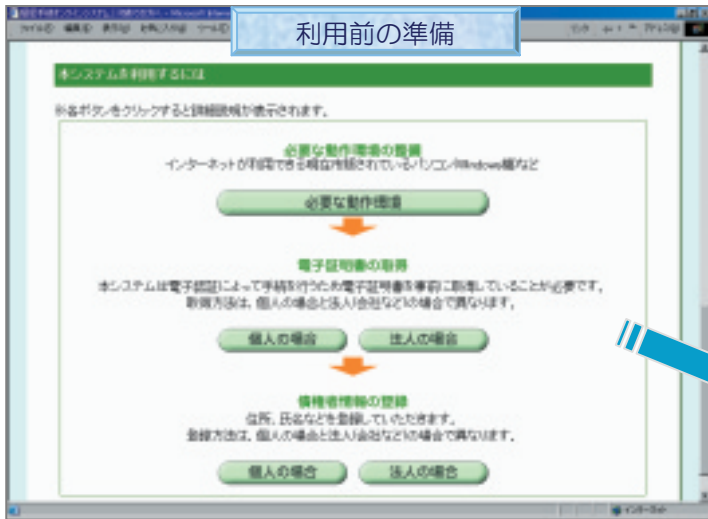
平成18年9月1日、インターネットにより支払督促の申立てを受け付ける、**督促手続オンラインシステム**が、東京簡易裁判所において運用を開始しました。

- **支払督促**のうち次の事件を処理対象としています。
 - ◆一部の簡易裁判所で取り扱う事件
 - ◆多く利用されている定型的な申立類型
- ご利用の前に、申立て予定の事案が、このシステムの処理対象となっていることを、ホームページ等で確認してください。
- このシステムを利用できない場合は、**支払督促申立書**を相手方の住所地の簡易裁判所に提出して、申立てを行います。

支払督促、僕にできるかな……。まずは、インターネットで調べてみよう。

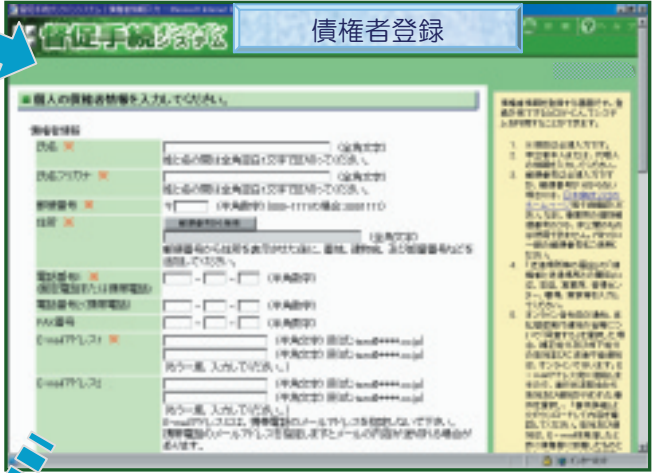
一郎さんの住所は東京都内、**貸金**の請求だ。これならインターネットを利用した申立てができそうだな。どうやって使うんだろう。



● **ご利用前の準備**

- 動作環境の整備
- **電子証明書**の取得
- 債権者情報の登録

などの事前準備が必要です。
準備の方法や手順についても、ホームページをご覧ください。

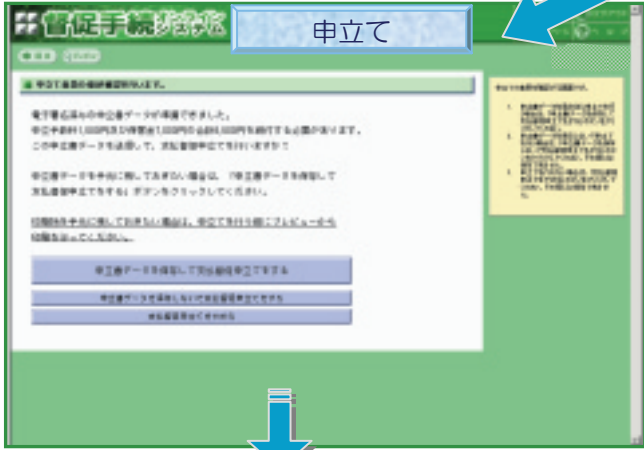
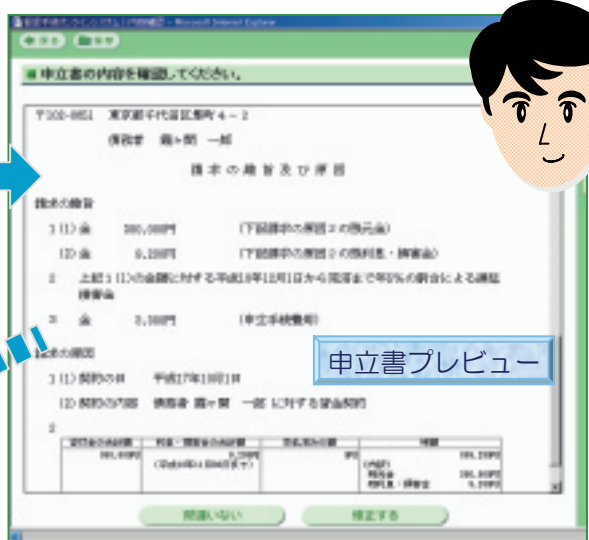
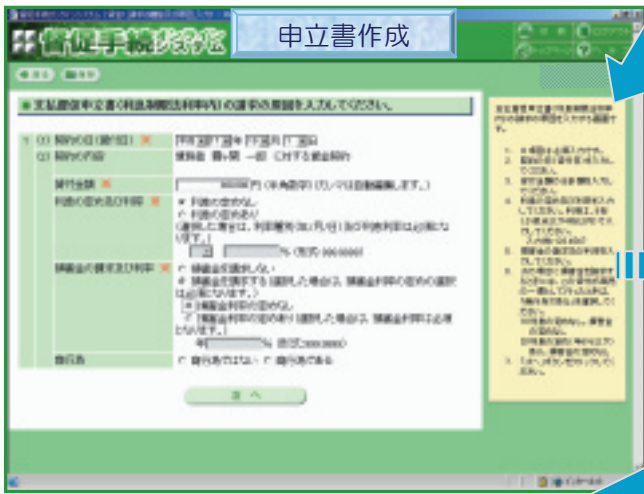
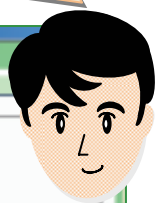


僕は「個人」だから、**公的個人認証サービス**に基づく**電子証明書**が使えるね。住民票の写しの交付申請にも使ったな。



債権者登録が終わったところで、**ユーザIDとパスワード**をもらえたから、ログインして申立書を作ってみよう。

画面上の説明を見ながら簡単に入力できるね。



● **申立てに必要な費用の電子納付**

このシステムを利用した場合は、次の費用を、インターネットバンキングかATMで、電子納付する必要があります。

- **申立手数料**
請求する金額に応じて決まります。
- **保管金**
書類を郵送するための費用です。

↓
次のページへ



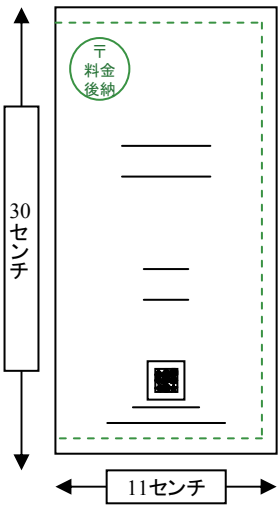
● 進行状況照会画面について

債権者が申立てた事件の進行状況を、ウェブ上で進行状況照会画面からご覧になれます。また、支払督促に対する異議がなく、**仮執行宣言の申立て**が可能な状況になると「仮執行宣言申立て」メニューのなかに、事件が表示されるので、選択して、簡単に申立てを行うことができます。

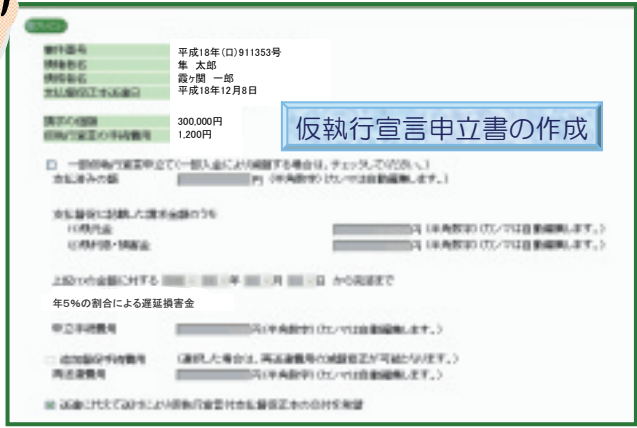
支払督促が発付されて、一郎くんにも**支払督促正本**（支払督促の内容を記載した書類）が郵送されたね。申立てた事件の状況がわかるから便利だね。

一郎くんから異議申立てはなかったようだ。次は**仮執行宣言の申立て**だ。

仮執行宣言付支払督促正本の受領



仮執行宣言が発付されて、僕にも**仮執行宣言付支払督促正本**が届いたよ。**強制執行**の手続きをするときにこの正本が必要になるそうだから、大切に保管しよう。



【**隼太郎** さんのその後】

しばらくして、一郎くんがお金を返してくれたので、ホッとしました。そういえば、うちの会社は、商品の売買代金を払ってもらえない時に、支払督促をよく利用しているそうです。インターネットによる申立ては、まだ利用していないらしいので、今度、督促手続オンラインシステムを使ってみるよう勧めてみます。

● 法人の債権者の場合

継続的に、多数の支払督促の申立てを行う法人の債権者のために、**複数申立てインターフェース**があります。債権者の社内のシステムで使用しているデータを元に、督促手続オンラインシステムの所定の仕様に従ってCSV形式のファイルを作成した上で送信して、申立てを行います。**1度に最大300件までの申立てが可能です。**

● セキュリティについて

このシステムでは、
 ○電子証明書を利用した電子署名
 ○SSL通信による通信経路の暗号化
 など、プライバシーやセキュリティ面での対策を十分に講じています。

まずは、「督促手続オンラインシステム ホームページ」をご覧ください。
<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>